

3 横浜市におけるこれまでの就労支援の取組について

(1) 求人情報誌の購入（平成 11 年度～）

求人情報誌の購入費用を各区に配付しました。これによって、新聞の日曜版の折り込みちらしに加えて、CW の情報提供の幅が広がりました。

(2) 本市生活保護法施行事務運営方針（平成 12 年度）

福祉局が各区に「就労支援」を自主的的内部点検事業に取り上げることなどを呼びかけました。13 区が「就労支援」を取り上げ、(3)の各区における取組が生まれました。

また、手引の作成の検討を掲げました。これは、(4)のとおり年度内に完成しました。

運営方針に掲げたことに大きな意義がありました。

(3) 各区における取組

ア 就労支援会議

西区で始めたもので、就労支援会議を定期的に行い、就労支援対象ケースを継続的に追いかけて、「経過報告」・「結果報告」をします。原則として、課長、査察指導員、全 CW が参加し、「情報の共有化」と「ノウハウの蓄積」ができました。

イ 就労支援シート

青葉区で始めたもので、対象者と担当 CW が一緒になってシートを作成し、シートが完成したら対象者本人に確認のサインをもらいます。対象者が「求職活動状況申告書」を持参して報告に来所した際、シートに即して求職活動を評価します。CW が効果的に就労支援を行うことができるようになりました。

ウ 合同求職会

旭区で始めたもので、管轄のハローワークが少し遠いため、求職活動中の被保護者何人かを集めて一緒にハローワークに連れていく事業です。ハローワーク同行が促進されました。

エ 求人情報コーナー等

数区で始めたもので、求人情報の掲示板の設置、カウンターに雑誌やちらしをセット、あるいは、カウンターにハローワークの求人情報などが見られるパソコンの設置等を行いました。組織的な情報の収集と提供に大きな意義があり

ました。

オ 自主的内部点検事業

以上のほか、13年度以降毎年、数区が「就労支援」を自主的内部点検事業に取り上げ、「就労支援」が促進されました。

(4) 「就労支援のてびき」の完成（平成12年度）

平成13年3月に完成し発行しましたが、作成には各区の査察指導員6名が携わり、福祉局保護課が編集をしました。実践的な「就労支援」の指針となりました。内容の多くは、平成17年度厚生労働省が示した「自立支援プログラムの手引き」に多く取り入れられました。

(5) 「被保護者自立支援モデル事業」の実施（平成14年度～15年度）

CWが就労指導を行う際専門的な立場から助言・協力を行う、自立支援専門員（現在は、就労支援専門員）2名を中区に配置し、2年間のモデル実施を行いました。14年度は、支援を行った81人中41人の就労実現、15年度は、75人中52人の就労実現と、大きな効果が上がりました。また、CWへの間接的支援（上記の直接的支援以外の求職支援面接、求職情報・労働関係諸制度の情報の提供）の効果も大きく、その後の本格実施に繋がりました。

(6) 生活保護担当現業員「就労支援」研修の実施（平成14年度～）

現任CW研修として始めたもので、テーマを募った結果、「就労支援」となりました。半日単位で3回、就労支援の講義、グループワーク、自立支援専門員のアドバイス、指導指示の講義を行います。グループワークでは、参加者が被保護者役とCW役になり、求職活動状況申告書の提出場面をテーブルを挟んで演じてもらい、自立支援専門員の助言をもらいました。参加者は、CWの聞き方を学ぶとともに、被保護者の報告時の気持ちを知らることができ、充実した研修となり、就労支援の定着を促進しました。

(7) 「被保護者自立支援事業」の開始（平成16年度）

全区に自立支援専門員を展開、稼働年齢層被保護者数に応じて8ブロックに分けて9人を配置しました。1人あたり1区～3区を担当（中区は2人）し、16年度は、支援を行った928人中594人の就労実現が図られました。就労したことに伴う保護費減額見込み額（年額）は約2億5千万円と大きな効果を上げました。

また、この事業の実施により、専門職員を配置し短期集中で支援することにより、就労意欲の喚起・動機付けにつながったこと、CWとの役割分担等組織的対

応が実現したこと、および就労支援のノウハウが蓄積されたことなど、大きな成果が上がりました。

(8) 自立助長推進事業三者協議（平成16年度～）

16年度から自立助長推進事業の内容を整理すると同時に、内容を一部変更し、新規開始ケースに対する重点的な取組を取り入れました。その内容は、『新規開始世帯で稼働能力がありながらも就労していない者のいる世帯については、課長、査察指導員、担当 CW で協議をして、処遇方針を検討する。さらに3か月ごとにこの三者の協議により処遇方針を見直す』です。新規開始ケースに対する所としての取組を強めるものと位置づけました。

(9) 「被保護者自立支援プログラム事業」（平成17年度～）

以上、本市は「就労支援」に取り組んできたところですが、平成17年度以降の課題として、以下の4点があると分析しました。

- ① 支援を必要とする対象者が増加している。
- ② ハローワークとの連携が不十分である。
- ③ 対象者の多様な状況に応じた体系的なメニューが確立されていない。
- ④ 職業安定法との関係で、迅速な就業あっせんができない。

このため、平成17年度は、国が提起した「自立支援プログラム」の導入に合わせ、予算上「被保護者自立支援プログラム事業」との事業名を掲げ、従来の就労支援に関する事業に新たな取組を加えました。内容的には、前記の課題に対応した次の4つの柱からなっています。

- ア 就労支援専門員を各区1名以上計22名配置する。
- イ 生活保護受給者等就労支援事業（ハローワーク）の活用を開始する。
- ウ 就労自立支援プログラム（個別支援プログラム）を策定する。
- エ 無料職業紹介事業を開始する。

4 本市における「自立支援プログラム」の取組について

本市における17年度の「被保護者自立支援プログラム事業」の取組は上記3(9)のとおりですが、そもそも「自立支援プログラム」とは、『専門委員会報告書』や『基本方針』にも触れられているように、就労自立支援にとどまらず日常生活自立支援や

社会生活自立支援をも含むものです。

しかしながら、平成 17 年度については、国が『基本方針』において『管内の被保護世帯全体の状況を概観し、被保護者の状況やその自立阻害要因の状況を把握し、その状況を踏まえ優先的に対応が必要とされる事項、あるいは地域の社会資源等に照らして早期に実施可能な事項から順に、対応する個別支援プログラムを積極的に整備すること』としているため、本市では、次の状況を踏まえて、就労自立支援に関するプログラムから取り組むこととしました。

第一に、本市の保護動向を見ると、近年の被保護世帯数増加の主な要因としては、

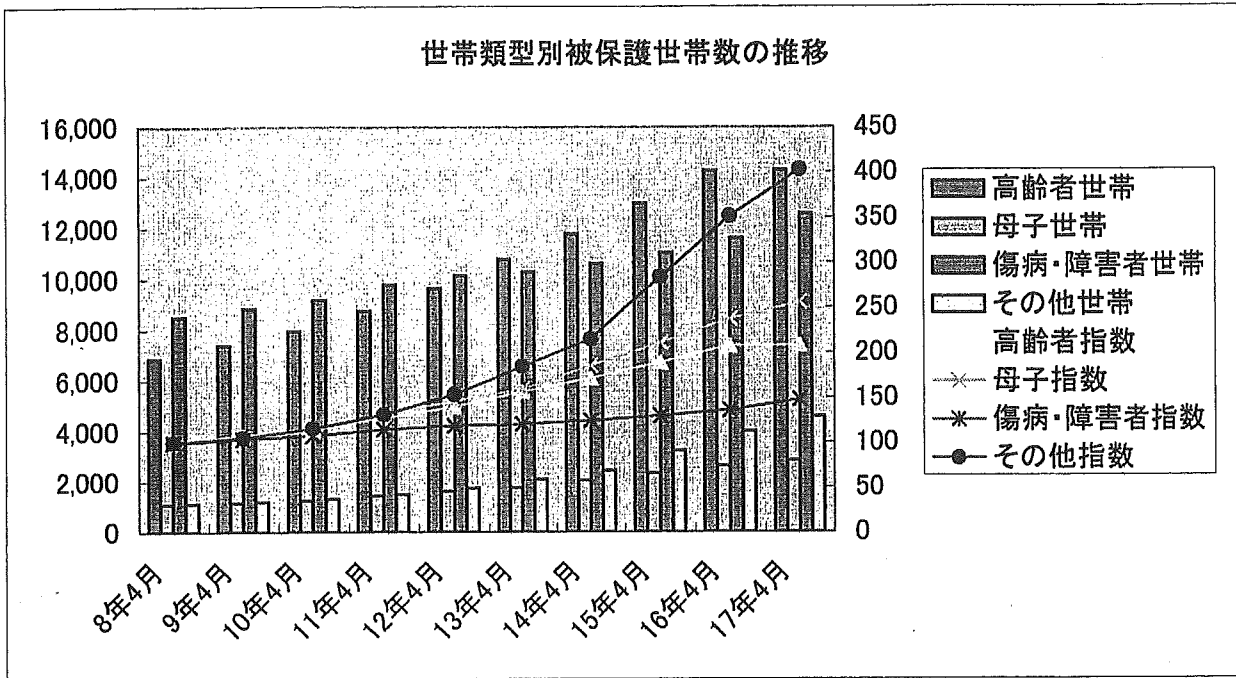
- ① 高齢化の進展により、自立の困難な高齢者世帯が増加している。
- ② 長引く経済情勢の悪化により有効求人倍率が落ち込み、中高年齢層の就労機会が減少し、失業や倒産を理由に保護を受給する者が増えている。また、これらの世帯の自立が困難となっている。
- ③ ホームレスが入所する無料低額宿泊所が平成 12 年度以降相次いで開設され、入所者のほとんどが保護受給となった。

など 3 点があげられ、こうした状況においては、高齢者は一旦保護になってしまうとなかなか経済的な自立は困難であるため、まずは、稼働能力を有する母子世帯やその他世帯などに対する就労自立支援を強化することが課題となっています。

第二に、本市においては、前述したように平成 12 年度以降就労支援の取組がなされてきており、また、平成 14 年度からモデル配置され 17 年度全区に配置された就労支援専門員により各福祉保健センターにおける就労自立支援の取組が定着してきており、このため、就労自立支援に関するプログラムを実施するための体制が十分確保できていることです。

以上、本市においては、就労自立支援を目指した自立支援プログラム（個別支援プログラム）から整備していくこととしましたが、今後、日常生活自立支援や社会生活自立支援を目指したプログラムを策定するための検討を進めていく必要があります。

世帯類型別被保護世帯数の推移



○高齢化の進展による自立困難な「高齢者世帯」の増加、失業や倒産を理由に保護を受給する者の増加

年月	8年4月	9年4月	10年4月	11年4月	12年4月	13年4月	14年4月	15年4月	16年4月	17年4月
高齢者世帯	6,871	7,399	7,962	8,750	9,622	10,768	11,782	12,976	14,252	14,297
母子世帯	1,112	1,174	1,258	1,455	1,625	1,769	2,062	2,343	2,638	2,844
傷病・障害者世帯	8,525	8,836	9,195	9,782	10,135	10,274	10,605	11,029	11,599	12,580
その他世帯	1,138	1,199	1,319	1,495	1,748	2,101	2,447	3,228	3,994	4,582
高齢者指数	100	108	116	127	140	157	171	189	207	208
母子指数	100	106	113	131	146	159	185	211	237	256
傷病・障害者指数	100	104	108	115	119	121	124	129	138	148
その他指数	100	105	116	131	154	185	215	284	351	403
合計(除停止中)	17,646	18,608	19,734	21,482	23,130	24,912	26,896	29,576	32,483	34,303
同上 指数	100	106	112	118	129	139	149	161	177	195

※17年度、高齢者世帯の定義が変更された。(新)65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これに18歳未満の者が加わった世帯。

(旧)男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯。

○相次いで開設された無料低額宿泊所

年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
新規開設数(か所)	6	5	8	9	3
定員(人)	141	98	443	574	102

※17年4月現在(参考)

30
1,212

【16年度に廃止または減員あり】

○被保護世帯の増加に対応したケースワーカーの増員

年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
被保護世帯数	16,709	17,688	18,626	19,758	21,507	23,150	24,943	26,936	29,613	32,538
ケースワーカー数	214	222	233	238	256	288	305	329	364	400
同上 増員数	-	8	11	5	18	32	17	24	35	36
平均担当世帯数	78.1	79.6	79.9	83.0	84.0	80.4	81.8	81.9	81.4	81.3

[報 告]

札幌市における生活保護自立支援の状況と課題

札幌市保健福祉局保護指導課長

今川 明彦

それでは、「札幌市の自立支援の状況と課題」ということでご報告させていただきます。資料にはありませんが、札幌市のいま現在の被保護人員は、これは12月1日時点なのですが、5万1085人、世帯数にしまして3万3800世帯ということで、政令市では大阪市に次いで高い保護率、27.1%という状況になっております。

とくに、これは平成9年以降から急激な右肩上がりの状況を示してきておりまして、ただ、昨年度から増加傾向に若干緩和の徴候が見られまして、それまで前年比7%以上伸びてきているのですが、その伸び方が約半分ぐらいになった。それでもまだ依然伸びてはきているという状況の動向であります。

そういった被保護者の急増ということを受けまして、札幌市としても就労支援ということをやってきたのですが、まず、レジユメのほうの「1就労支援取組の概要」ということで、CW、SVの支援とありますが、法の目的が最低生活の保障とともに、自立の助長促進ということでありますから、そのケースワーカー、係長による就労の促進、就労指導と申しますか、自立の指導、それは従来からずっとやっています。これがひとつの大きなことです。それはいま現在においても、その役割は何ら変わりはないと思っております。

ただ、やはり雇用環境が厳しくなっていくなかで、なおかつ被保護者がどんどん増えていくなかで、就労支援という意味では、ある意味では素人のケースワーカーや職員では限界があるということで、札幌市においても、平成14年にハローワークのOBの方を1人お願いして、来ていただきまして、就労支援相談員ということで採用いたしました。

その後、翌年の15年に2人増員して3人体制。翌16年度に1人増員して4人体制。で、今年度17年は、横浜市さんに比べるとまだまだ少ないのですが、さらに倍増しまして8人体制ということで、小規模区の清田区と手稲区は隣接区がカバーするというところで、いちおう各区就労支援相談員がカバーするという体制でやっています。この就労支援相談員は、ケースワーカーと連携して被保護者の求職の相談とかいろいろな被保護者へのアドバイスもやる。それから場合によっては、ハローワークで職業紹介を受けるのにも同行するといったことをやる。

さらに、3本目の柱としまして、今年度から厚労省の通知により始まりました「就労支援プログラム」による支援ということがございます。これにつきましては、今年度から実施ということで、17年度から実施ということで、昨年4月早々、北海道さんの下にわ

れわれとか、あと労働局さんが集まりまして、北海道としてプログラムを開始しようということで、何回か打ち合わせを重ねまして、この17年6月から就労支援プログラムによる支援をスタートさせております。ですから、いまは3本の就労支援の取組を並行しているということでございます。

2番目に、「就労支援プログラム」の実施状況でございます。

実施体制としましては、「別紙1」の資料、これは厚労省さんのつくった資料に若干手を加えただけの絵ですが、まず、こういった各区の保護課において対象者を選定する。その対象者としましては、上のほうに書いてありますが、稼働能力を有するもの、それから就労意欲のあるもの、それから就労阻害要因のないもの。それからこの事業への参加に同意するもの。こういう四つの要件を満たしている受給者のなかからセクションして、ハローワークに支援要請する。

その支援要請のあと、支援メニューの選定を選定チームで行う。メンバーとしては保護課および安定所のコーディネーター、それからハローワークの事業担当責任者、それから被保護者本人が面談しまして、五つのメニューからどのメニューを選ぶか、エントリーするかといったことで流れていきます。こういったことで、これは全国たいていどこでも同じです。

札幌市の実施計画としましては、いろいろハローワークさんとも相談していただいて、キャパシティの問題もありますし、結論として、札幌市内には三つのハローワークがあるのですが、各ハローワークごとに年間170名ずつ、三つで510名程度をこの就労支援プログラムの支援の対象としていこうと。この510名から洩れるといたらあれなのですが、はばける部分については、従来どおりケースワーカーや就労支援相談員等による、区保護課独自のそういった就労支援を行うというかたちになります。

3点目に、そういったかたちで去年の6月から始めまして、11月まで約5カ月ですが、この間の実績ということでいきますと、「別紙2」になりますが、支援要請したのが合計で126人の方です。これは11月末現在ですが、126人支援要請しまして、面接を終了したのが123名でございます。

123名のうち、ナビゲーターによる就職支援に回ったのは99人でございます。

それから、訓練等へ回ったのが9人。

それから、一般の相談に回ったのが15人。

そういった方々のうち、就職が決定したのが42人、約3分の1でございます。

ただ、この42人のうちには、支援の対象にして面接もしたのだけでも、それとは関係なく自分で仕事を見つけちゃったという方が、結果的には10人入っております。

最後には、支援対象にしたのだけど、中止したとか、途中で本人の気持ちが変わったとかが9人の方がいます。これがこの5カ月間の支援プログラムの実績、実施状況でございます。

つぎの「別紙3」でございますが、これは平成14年度から就労支援相談員を任用しまして、14年、15年、16年と、17年はプログラムが開始していますが、この間の効果、実績の表でございます。

17年につきましては、8月末現在までの実績でありまして、この支援プログラムの効果も入っております。

右側に「効果率」とありますが、だいたい相談で取り扱ったうち、自立にいたるのが、15年、16年で見ますと、だいたい20%半ばごろというあれです。また、就職には結びついたんだけど、給料、収入が少なくて、足りない分を保護を受けているという方がだいたい半分弱ということで、効果率としてはだいたい6~7割ぐらいというのが、この15年、16年の数字から、今後もこのぐらいは数字としてはあげていきたいな、できればいいなと考えているところであります。

つぎに「就労支援プログラムの課題等」、まだ約半年弱なのですが、この間のやってみての、まだ感想レベルですが、その部分について若干お話したいと思います。

まず、1点目として、このプログラムの枠組そのものについて感じるころですが、結局、この支援の対象者というのは、稼働能力があって働く気持ち、意欲のある人という条件がついています。

そうすると、誤解のないように聞いていただきたいのですが、そういった人たちは、ケースワーカーが「働いてください」、「職安に行ってお仕事を探したらどうですか」といったら、普通は「はい、わかりました」といって、自分でポンポン探しに行ってみつけてくるのですね。従来、この「就労支援プログラム」が始まる前は、そういうふうにして就労してもらっていたのですね。ですから、ワーカー、現場の職員がやっぱりどこで苦勞するのかといたら、そういうふうにも動いてくれない人、そこでいちばん苦勞するわけです。

ですから、その部分で、もちろんこの「就労支援プログラム」というのは、ハローワークさんとの連携の下にやらせていただく事業でございますから、この事業としてこの要件

がある以上は、こういった要件を満たしている人を選んで、もちろん支援対象者として出しているのですが、やはりそういった人は、もういなくなるといったらちょっと変なのですが、相当次から次にいるわけではないのですね。残っている人がだんだんだんだん増えてくるわけです。そういう部分があります。

ですから、現場サイドの希望としては、手間ひまはかかるのですが、意欲の若干ちょっと足りない人、そういった人とか、それから働くことについての何らかのハンデのある方も、だいたいこのプログラムに乗っけて、ナビゲーターさん等のそういう強力なご支援をいただければありがたいというのが、われわれ現場の感想であります。

もうひとつ、そのプログラムの枠組といえば、今回「別紙1」のような絵の段取りで、このプログラムは動いていくのですが、札幌市の場合は数は少ないのですが、就労支援相談員さんがおられる。その相談員さんの半分はハローワークのOBの方なのです。そういった意味では就労支援のプロなのです。ただ、規制で職業紹介はできない。ですから、職業紹介はできないのですが、それぐらいのことは、ハローワークのプロの方とほぼ同等の力量、ノウハウを持っているのです。

ですから、そういった意味で、この「別紙1」の絵に描いてあるこの段取りを踏むのですが、ただ、場合によっては、例えば、支援要請しても、その面接の順番がくるまでに、たとえば、1カ月とか1カ月半とか待つ場合があるのですが、でも、その人たちは働ける人で就労意欲のある人なのです。表現がちょっと誤解されると困るのですが、このプログラムにのせていなかったら、ケースワーカーが「職安に行って探しておいで」といったら、明日にでも職安に行って職業紹介を受けているかもしれないわけです。

ですから、そういった意味で、迅速性という意味では、場合によっては、このプログラムにのせながらも、メニュー選定の会議の持ち方はいろいろあるとは思いますが、もっと早くそういうナビゲーターさんの支援を受けられるとか、そういった方策も今後検討されていけば、ありがたいなというふうに思っているところであります。

それから、被保護者本人にとってもけっこう大変なのです。ワーカーに話して、就労支援相談員に話して、それから選定チームでまた話して、それからナビゲーターに話すので、そういった意味では被保護者本人もちょっと大変なのかなという気はしております。

それから、この支援のメニューが1から5あります。先ほど横浜の三浦さんもおっしゃったのですが、五つあるのですが、やはりいちばん多いというか、結局はこの1のナビゲーターさんによる支援にほとんどなるのです。そうでなかったら、この5の一般の職業

紹介。

ですから、2、3、4はあまり活用の余地がないというか、活用しにくいといえますか、たとえば、トライアル雇用なんかでいいますと、被保護者の方とマッチングするものはあまりないのですね。たとえば、プログラマーとか、実際にあつた話では建築構造設計とか、講演、セミナーの講師とか、そういったものとか、被保護者というのは学歴がそんなに高くなくて、それから、資格とか技能のない方がほとんどですから、そういった意味でトライアル雇用というのはちょっと使いにくい。

それからあと、就業訓練とか訓練講座等も、数もそんなにあるわけでもないですし、また保護の現場サイドからすると、やはり将来ものになるかどうか不確かなものよりも、いま現実に仕事に就けるなら、そちらのほうに就いてくださいというのが、どうしてもわれわれサイドとしてはそういうふうに意識が向くこともありまして、やはり1か5しかないので、結果として1と5がほとんどであるならば、最初からできるだけ早くそっちのほうにたどり着けるようになってほしいなというところであります。

つぎに、プログラムの枠組そのものではないのですが、今年度から始めまして、これからもずっとやっていくのですが、とりあえず17年度やりましたら、その効果を客観的に評価する必要があるのかなということです。

「別紙2」にこの5カ月間の実績をいちおうまとめてはいるのですが、この5カ月間、1年間いちおうやりましたら、このプログラム開始以前の年の、要するに、16年度との対比の比較、検証をやっていく必要があるのかなと考えております。

それから、就労支援はもちろん必要なのですが、またこのプログラムというのは、被保護者の同意が前提だ。事業参加の同意が前提だ。もちろんこの事業そのものではなくて、働くということは本人がその気にならないと働くことにならないのですが、その点で、たとえば、「別紙4」をちょっと見ていただきたいのです。これは何かといえますと、札幌市で保護を受けた場合の生活保護費と、非課税世帯の場合との、お金の部分、生計費の部分での比較をしたものです。

三つのパターンを書いているのですが、まんなかの母子3人世帯で見ますと、結果的にいうと、生活保護を受けていれば、保護を受けずに一生懸命働いてやっている場合よりも、年間で100万以上も可処分所得が多い計算になるのです。要するに、非課税世帯は生活保護基準の6割ちょっとぐらいの可処分所得しかない。いちおう数字上ですよ、計算するところというふうになるのです、母子世帯の場合。

生活保護基準につきましては、厚労省さんがいろいろ見直しにすでに着手されていてやっているところですが、保護基準が高い低いというのをこの場でいう趣旨ではなくて、要するに、就労意欲を喚起する、これを維持するという点で、やはりこの保護基準の問題があると思うのです。

この生活保護を半年なり1年なり受けますと、これは人間ですから、これだけのお金が入ってきますと、やはりどうしても依存心が出てくる側面というのがあるのです。冒頭、宮本先生のほうからペナルティー云々の、そういったあれもあるとかないとかいうお話がありました。このへんのことは私は専門じゃありませんから別ですが、やはりこの保護基準との関係での就労意欲の問題は、やはり昔からなのですが、生活保護では大きな要素がある。

昔、ハローワークさんから「もっと働く気持ちのある被保護者を紹介してくれ」と、よく怒られたのです。要するに、「ケースワーカーからいわれたからきました」、「相談に行ったという証拠のハンコだけ押してくれればいいんだ」と、そういう態度の求職者も現実にいるということですね。よく福祉事務所のほうにお叱りのお電話をいただくこともありますが、そういったのもこういったことがやはり影響しているのじゃないかなと思います。

つぎに、「別紙5」ですが、これは何かといいますと、先ほど冒頭に、札幌市の場合、これは全国的にもそうだと思うのですが、平成9年以降、被保護世帯が急増した。札幌市の場合、増加を始めた9年度と16年度、この間、総世帯数で1万1878世帯被保護世帯が増えました。約1万2000世帯です。そのうちの44.8%が高齢者世帯が占めています。ですから、この間の被保護者の増加の主たる要因は、ひとつには高齢化の進行というのがあると思うのです。もちろん不況および雇用環境の厳しさによるリストラとか、そういった要因ももちろんあります。もうひとつの大きな柱としては高齢化がある。

この高齢化はこれからますます被保護者の中でも当然進行してきますから、高齢者世帯が増えていくといった場合に、あくまでも就労支援、就労による自立ということで考えた場合に、その保護の動向に占めるそういう影響といいますか、波及効果はどのようなかなという気はします。

つぎに「別紙6」をご覧いただきたいのです。これは有効求人倍率を平成11年度から16年度、全国の数値と北海道全体の数値と札幌圏の数値の資料でございます。

ご覧いただければわかるように、札幌圏の有効求人倍率は全道平均よりも下回っている

のです。全国レベルで見ますと半分。たとえば、17年9月でいいますと、全国の平均が0.95なのに対して、札幌圏は0.54なのです。だいたい全国ベースの半分ぐらいの有効求人しかないというので、この札幌圏の雇用状況は非常に厳しいのです。

そういった中で、就労支援、被保護者に就労促進をするというのも、ある意味では一般の求職者と少ないパイ、小さなパイの奪い合いをやっているようなものです。そういった側面も、もちろんだからといって、被保護者の就労支援は、ますます頑張らなければならないのですが、そういった側面がある。

それと最後に、横浜市さんのお話もありまして、この2月からおやりになるということですが、地方公共団体の無料職業紹介、これは規制緩和によりまして、地方公共団体も届け出ればできるようになったということで、じつは札幌市でも昨年検討したのです。けれども、札幌市の場合はやはり壁にぶち当たったのです。それは何かといいますと、結局、届出をすればわれわれも職業紹介ができる、けれども、その求人情報というのは自分で開拓しなさいよということなのです。ハローワークさんからもらうことはもちろんできません。

それから、札幌市として、他の部局では、たとえば、北二十四条の支援センター、就業サポートセンターというのがありますが、これは札幌市が民間事業者とタイアップして運営しているのです。ある意味では札幌市自身が開拓している、じかに開拓したわけではないのですが、札幌市が委託契約を結んで、事業者にやってもらっている、その求人情報も使えないのです。要するに、われわれは使えないのです。同じ札幌市がやっていることでも。

結局、われわれがやるためには、われわれ自身が求人を開拓しなければならない。もちろんそのためにはコストがかかります、民間事業者に頼むにしろ何にしろ。結局、その開拓するとしても、先ほどの有効求人倍率の資料にもありますように、もう0.5ナンボという少ないパイを、みんなが寄ってたかって二重、三重に求人開拓をしても、コストがかかるだけで、あまり意味がないじゃないかということで、結局、結論としては、われわれ札幌市のほうとしては、この無料職業紹介はちょっとやめようということで頓挫しているのですが、でも、これができると、これは非常に効果があるのですね。

要するに、いまは就労支援相談員がいる、プログラムとなっているけれども、もちろん連携も大事ですし、やっていくのですが、自分のところで職業紹介ができれば、ワーカーと就労支援相談員が被保護者と話す、その場で適職についての求人を見つけることができ

れば、その場で紹介状を書いて、面接に出すことができるわけです。これは非常に効果があるのではないかという思いはあるのですが、そういった状況の下で、とりあえずは断念せざるをえないということで、先ほどの横浜市さんの話を非常にうらやましく聞いていたところではあるのですが、札幌市としてはだいたい以上のところでございます。

[質 疑 応 答]

芝田 何かご質問おありでしょうか。たぶんあとでハローワークの方からもお話があると思いますが、うまくいっていらっしゃるところは、私が聞いた感じでは、けっこう柔軟にやられているというお話がありました。横浜市はいかがですか。

三浦 要件になかなかハードルがあるという話を私もしましたが、それも要件について話をする場があったので、したところ、職安の方は職安の方で、いちおう要件、必要条件が高いという規定で行っていますが、実際はそうじゃない人も多くきていますよという話をされていて、すり合わせができたのがよかったなと思っています。

安齋 いまおっしゃったように、そういうブロックがあれば、私がお手伝いしなくても、どんどん自分で活動なさっています。

三浦 そういうこともだんだんわかっていたらいいような今度の仕組が、これからもう少しいい方向へいっていただけたらなと思っています、さっき私が言ったのは、職安の方のほう全部ハードルを高くしているということでした。つもりはぜんぜんありません。、ひとつひとつお互いにやっていく、そういう協議会の場を県単位でよくやっていくことが、今一番大事なんじゃないかと思っています。

今川 この要件は、別段ハローワークの方で決めている要件ではなくて、そもそも厚労省のなかでこういうふうな要件でやりましょうというものですからね。

A 「就労支援プログラムの実施状況」のなかで、「訓練等へ」が9名ありますですね、今川さんが理念に関しておっしゃったことと関わらせてですけれども、やはり2、3、4のトライアル雇用だとか、訓練講座の活用って、なかなかニーズとのずれみたいなものがあるって、うまいこといかないというようなこともちょっとおっしゃったのですけれども、ひとつは、この訓練ですけれども、この9名の中身ですけれども、それから、もしプログラムの中身をこれまでの経験を踏まえて少し修正していく、調整していくとなると、どんなトレーニング、プログラム等をやったら効果が期待できそうなのか。

今川 この訓練のあれは、母子家庭の職業的自立促進事業の委託訓練というのが国のほ

うからありまして、それはいろいろあったのですが、それにのっけるとか、あと、よくあるのは、この訓練そのものではないのですけれども、ホームヘルパーの養成講座とか、そういういったものが多いですね。

ただ、私も現場にいたときによくあるのですが、ホームヘルパーさんとか、そういう訓練には行くのですが、その訓練を修了して、たとえば、ヘルパーの2級の資格をとったとしても、就職に結びつくというのが、現実的にはなかなか絵に描いたようにはうまくはいかないのです。そうすると、結局、その訓練期間中、講習参加期間中、時間をロスといただきますか、結果としてですが、そういったのがまますることではあります。

ですから、やはりその就労支援という意味では、たとえば、ナビゲーターさん、いま札幌市では4~5人しかおられないのですが、このナビゲーターさんがもっとももっとたくさんいてくれて、被保護者のそういうマンツーマンとはいわないまでも、もっと幅広くナビゲーターさんのご支援をいただければ、効果はもっともっと出るのではないかと。メニューの1の「ナビゲーターによる支援」というのをもっともっと拡充していただければ、たとえば、少々就労にハンデキャップのある方についても手が回るでしょうし、いまはやはり数が少ないですから、こういった要件でもしょうがないかなとは思っています。

宮本 なかなかお答え方が難しいかもしれませんが、直観的におっしゃることでもいいのですけれども、就労阻害要因、いま今川さんがお感じになっているのはむしろ知識や技能の問題よりは、もうちょっとちがった部分が、生活習慣とか、なんというかよくわかりませんが、そちらのほうですか。

今川 ですから、阻害要因というのは客観的なものと主観的なものがあると思うのです。主観的なものはまさに主観的な部分ですね、意欲とか情熱とかなんとか。客観的な部分というのは、たとえば、小さいお子さんがいるとか、子どもが病気がちであるとか、子どもが不登校であるとか、いろいろありますよね。ですから、そういった主観的な部分はこれちょっとどうしようもないのですが、客観的な部分につきましては、もちろんそういったことについて理解のある事業主を開拓するというのも必要ですし、また、いたとしても数少ないでしょうから、そのへんをナビゲーターさん等が、いろいろ親身になって相談に乗っていただければありがたいなと思います。

B 宮本先生から質問されたことと重複するのですが、いまいわれたことなのですが、要するに、働きたいというところまでいくかどうかという前に、生活保護、被保護者とか被保護世帯の日常生活のあり方に、働きたくなるような生活を、もう生活リズムがそも

そもないというのでは、就労意欲が生まれるわけではないので、そこまでもっていくということのケースワークの問題提起がまず現場としてはあると思うのです。だから、今やられている事業は、それをクリアした人たちをこの事業にどう取り入れていくかという話だと思うのですが、それ以前の問題について、横浜市の方も札幌市の方もどうお考えになっているのかなと伺いたいのです。

今川 ですから、そういった意味で、たとえば夜昼逆転した生活を送っているとか、中には当然おられるのですね。ですから、そういった部分の人については、それはこの就労支援プログラムを云々のまさに以前の問題で、それはケースワーカーの本来の役割として、自立に向けた生活を送れるように、そういった意味での生活指導を行っており、当然、どのケースワーカーも悪戦苦闘しています。

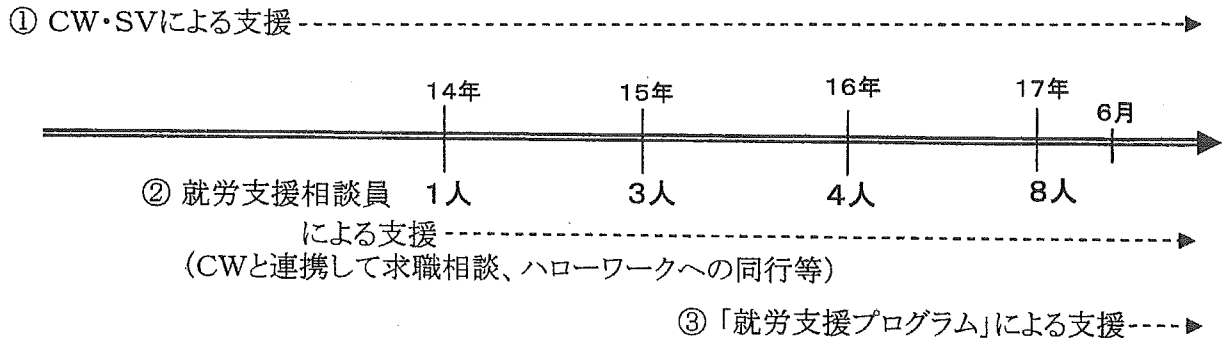
三浦 動機づけのところの問題ですが、3段階あるいは4段階の話になりますが、やはりケースワーカーは社会福祉職ではありますが、やはり就労実現することについては、ツールというのをちゃんと持っていないと、就労支援は困難だと思っています。

その意味では、動機づけのところの3段階なり4段階のところの問題について、この間平成14年ぐらいから就労支援の研修を行い、新人ではなくて、2年目以降ぐらいのケースワーカーを対象に、動機づけあたりの問題をとりあげていく研修とをして、定着を図ろうというふうにはやっています。

芝田 それでは、たぶんハローワークの方が話されたくてじりじりされている部分があると思うので、まずハローワークの方からご説明をいただいて、そのあと議論に移りたいと思います。

札幌市の生活保護自立支援の状況と課題

1 就労支援取組の概要



2 「就労支援プログラム」の実施状況

(1) 実施体制・・・別紙1

(2) 実施計画

ア 札幌市内を管轄している3ハローワーク(札幌・札幌北・札幌東)ごとに、
イ 年間170名づつ(全市510名)程度を対象にハローワークのチームとともに
組織的な就労支援を行う。

ウ 事業対象とならなかった者は、従来どおり、CW、就労支援相談員等による就労支援

(3) 実績

プログラムの17年6月から11月までの実施状況・・・別紙2

就労支援相談員による支援効果額・・・別紙3

3 「就労支援プログラム」の課題等

(1) プログラムの枠組について

ア 支援対象者の4要件(稼働能力、就労意欲、阻害要因なし、参加同意)を厳格に適用すると、対象者はほとんどいなくなる。

イ 就労支援相談員がいる場合は、職業紹介を除くほとんどの内容をおこなっていることから、却って、迅速性、柔軟性に欠ける面も。

(被保護者にとっても、CW→就労支援相談員→メニュー選定チーム→ナビゲーターと幾重ものステップ)

ウ 就労支援に5つのメニューがあるが、「ナビゲーターによる支援」以外の実効性

(2) その他

ア プログラム効果の客観的検証の必要性・・・16年度との対比

イ (特に母子世帯の)保護基準と自立可能性及び自立・就労意欲の喚起、維持・・・別紙4

ウ 保護動向の趨勢に占める影響力・・・別紙5

エ 依然として厳しい雇用情勢・・・一般と生保受給者の奪い合い?・・・別紙6

オ 地方公共団体の無料職業紹介・・・求人情報の奪い合い?→求人情報の共同活用

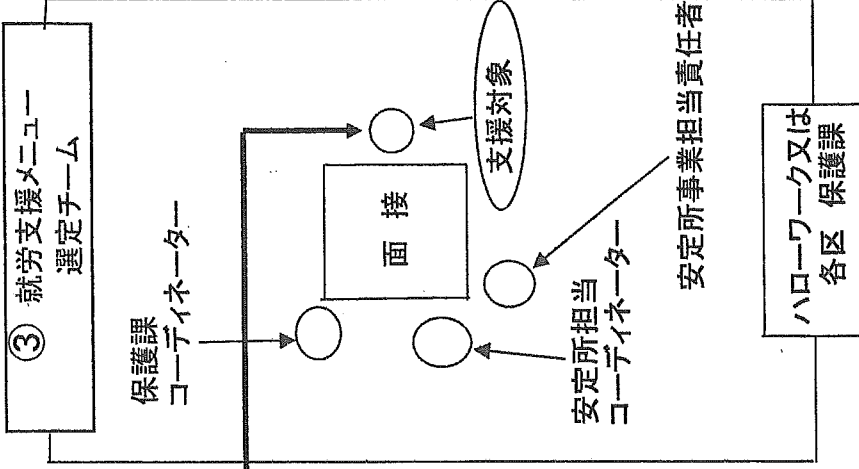
福祉事務所とハローワークの連携による
生活保護受給者・児童扶養手当受給者の就労支援

支援対象者

- ・稼働能力を有する方
(就労が可能な状態にある方)
- ・就労意欲のある方
- ・就労阻害要因のない方
(保育・介護等のめどがある方)
- ・事業の参加に同意する方

参加申込み提出書類

- ・「参加申込書」
- ・「個人票A」



③ 就労支援メニュー
選定チーム

④ 五つのメニューから受給者の態様に
応じメニューを選択

⑤ ハローワークへの
求職申込み

- ⑥ メニューの実施
- 1 ハローワークの
就職支援ナビゲーター
による支援
 - 2 トライアル雇用の
活用
 - 3 ハローワークに
おける公共就業
訓練の受講あっせん
 - 4 生業扶助等の活用
による民間の教育
訓練講座の受講勧奨
 - 5 一般の職業相談
・紹介の実施

⑦ 就 労 に よ る 自 立

総括区 経由

② 要請

ハローワーク

事業担当者(支援メニューの選定及び実施・進捗状況管理)

就労支援プログラムの実施状況

(初回要請 6/24)

別紙2

	11月末現在							
	支援要請数	面接数	ヒゲーターへ	訓練等へ	一般相談等へ	就職決定	(うち自己就職)	中止・辞退
中央	23	21	13	1	7	1		2
北	15	14	7	5	2	6	1	2
東	22	22	20	1	1	8	3	2
白石	28	28	27		1	8	3	1
厚別	7	7	7			2		1
豊平	16	16	14		2	8		
清田	2	2	2			0		
南	8	8	5	1	2	5	2	1
西	3	3	2	1		3	1	
手稲	2	2	2			1		
合計	126	123	99	9	15	42	10	9
			77%			33%		7%

就労支援相談員効果額算定表(平成14年度～平成17年度)

別紙3

効果額	摘要	件数	14年度効果額
平成14年度 (豊平区)	自立 保護継続	9 16	2,922,490 8,038,889
計		25	10,961,379
	一人当		10,961,379

効果額	摘要	件数	15年度効果額
平成15年度 (東・豊平・西区)	自立 保護継続	50 85	34,458,248 24,332,327
計		135	58,790,575
	一人当		19,596,858

効果額	摘要	件数	16年度効果額
平成16年度 (北・東・豊平・西区)	自立 保護継続	63 116	57,906,290 37,207,724
計		179	95,114,014
	一人当		23,778,504

効果額	摘要	件数	17年度効果額
平成17年度 (八区)	自立 保護継続	23 90	30,842,440 47,697,915
計		113	78,540,355
	一人当		9,817,544

効果率	相談件数	自立	継続	合計効果率
平成14年度	60	9	16	27%
				42%

効果率	相談件数	自立	継続	合計効果率
平成15年度	207	50	85	41%
				65%

効果率	相談件数	自立	継続	合計効果率
平成16年度	232	63	116	50%
				77%

効果率	相談件数	自立	継続	合計効果率
平成17年度	290	23	90	31%
				39%

* 17年度は17年8月末現在(支援プログラムを含む)
* 17年度は清田・手稲区を除く8区(それぞれ隣接区で兼務)